

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本芸術文化振興会の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当

「文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考とし、100分の10以内の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」

(独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程第8条第2項)

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

平成24年4月～平成26年3月

・実施期間

以下の減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

・措置の状況 ▲9.77%

<本給> 地域手当:▲9.77%

<諸手当> 特別手当:▲9.77%

理事

法人の長と同様の措置を講ずることとした。

理事(非常勤)

該当者無し

監事

法人の長と同様の措置を講ずることとした。

監事(非常勤)

法人の長と同様の措置を講ずることとした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,036	千円 10,124	千円 4,090	千円 1,822 (地域手当)			
A理事	千円 13,448	千円 8,402	千円 3,416	千円 1,513 (地域手当) 117 (通勤手当)			◇
B理事	千円 13,449	千円 8,402	千円 3,395	千円 1,513 (地域手当) 139 (通勤手当)		3月31日	※
C理事	千円 13,479	千円 8,402	千円 3,325	千円 1,260 (地域手当) 492 (単身赴任手当)			※
A監事	千円 12,321	千円 7,590	千円 3,093	千円 1,366 (地域手当) 272 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,018	千円 1,018	千円 0	千円 0 ()			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費の特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

(東京在勤の場合100分の18を、大阪在勤の場合100分の15をそれぞれ本給に乗じた額)

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者無し	
理事A	千円	年 月			該当者無し	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者無し	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画により、当初予算を基に管理系部門は中期計画において15%、事業系部門は毎年1%の削減を目標とし、組織の改正、業務の外部委託等を行いながら、人件費の圧縮を図っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院の給与勧告による給与改定に準拠することを基本的な考え方とし、対国家公務員指数の数値等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本給においては昇給区分を5段階設け、勤務成績に応じて昇給を行う。また期末勤勉手当(賞与)においては、勤勉手当の額を勤務成績により増減させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務成績に応じ、勤勉手当の支給額に対し、管理職員については100分の79から100分の127、一般職員については100分の59から102の範囲で額を増減した。
本給	勤務成績を5段階で評価し昇給に反映させた。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

○職員について

・実施期間 平成24年4月～平成26年3月

・措置の状況 以下の減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

<本給> 事務・技術職員 2級以下:▲4.77%、3級及び4級:▲7.77%、5級以上:▲9.77%
舞台技術職員 技師補、技師及び主任:▲4.77%、係長及び専門職員:▲7.77%

<諸手当> 管理職手当:▲10%

地域手当:本給にかかる地域手当 本給の減額率と同率
管理職手当にかかる地域手当 ▲10%

制作・演出手当:本給の減額率と同率

期末手当:▲9.77%

勤勉手当:▲9.77%

超過勤務手当:本給の減額率と同率

○役員について

・実施期間 平成24年4月～平成26年3月

・措置の状況 以下の減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

<本給> ▲9.77%

<諸手当> 地域手当:▲9.77%

特別手当:▲9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 237	歳 46.4	千円 6,508	千円 4,967	千円 167	千円 1,541
事務・技術	人 197	歳 47.4	千円 6,662	千円 5,069	千円 166	千円 1,593
舞台技術職員	人 38	歳 40.6	千円 5,696	千円 4,424	千円 176	千円 1,272
労務職員	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

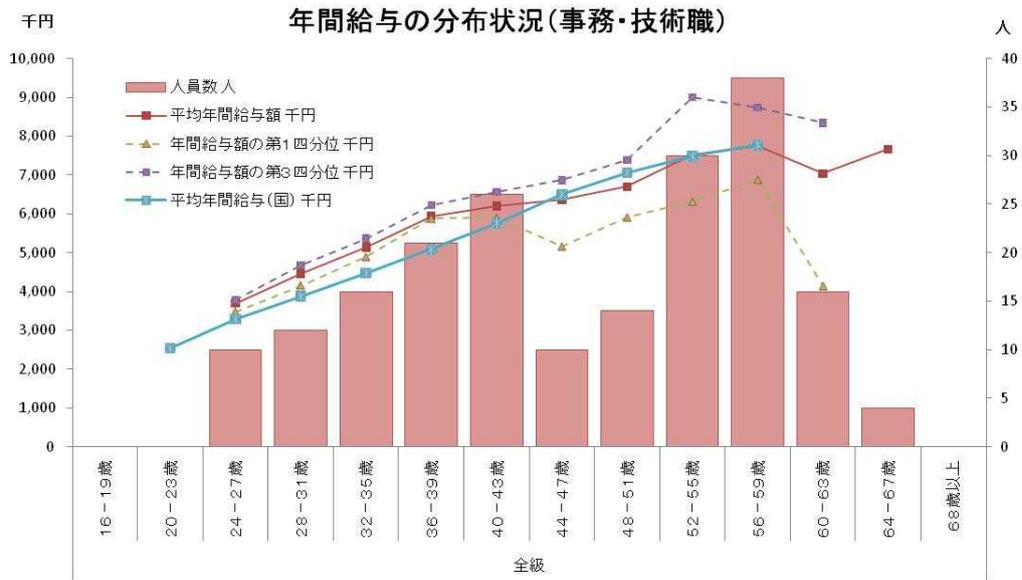
注1: 舞台技術職員は、舞台技術職俸給表の適用者で、舞台監督、舞台操作等に従事する職員である。

注2: 労務職員は自動車運転手及び庭園管理士である。

注3: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員は該当者がいないため、省略している。

注4: 労務職員は該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の項目について記載を省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:64～67歳の該当者は4名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位	
			第1四分位 千円	第3四分位 千円
代表的職位				
本部部长	9	59.4	10,166	10,353
地方部部长	1	-	-	-
本部副部长	2	-	-	-
本部课长	25	54.4	8,266	8,455
地方课长	4	58.0	-	8,822
本部主任専門員	3	59.8	-	7,720
本部课长补佐	15	52.5	7,026	7,176
地方课长补佐	2	-	-	-
本部専門員	6	58.0	6,889	7,032
文楽劇場専門員	3	58.2	-	7,065
本部係长	35	48.5	6,110	6,375
地方係长	5	48.9	6,367	6,551
本部主任	40	42.7	5,460	5,753
地方主任	9	44.5	5,305	5,613
本部係員	24	34.4	3,762	4,219
地方係員	5	28.7	3,926	4,096
事務員	9	45.3	4,773	4,808

※地方課長、本部主任専門員、文楽劇場専門員の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、第1・3四分位を記載していない。

※地方部長、本部副部长、地方課長補佐の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、平均年齢、平均額及び第1・第3四分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	副部長	課長 主任専門員	課長補佐 専門員	係長	主任	係員
人員 (割合)	197 人	10 人 (5.1%)	2 人 (1.0%)	31 人 (15.7%)	27 人 (13.7%)	40 人 (20.3%)	49 人 (24.9%)	38 人 (19.3%)
年齢(最高 ～最低)		64 ～ 54 歳	- 歳	64 ～ 43 歳	64 ～ 39 歳	63 ～ 39 歳	63 ～ 32 歳	64 ～ 24 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		8,048 ～ 7,036 千円	- 千円	7,036 ～ 5,266 千円	5,900 ～ 4,632 千円	5,633 ～ 4,231 千円	5,088 ～ 3,067 千円	3,994 ～ 2,639 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		11,054 ～ 9,661 千円	- 千円	9,501 ～ 7,045 千円	7,709 ～ 6,235 千円	7,298 ～ 5,595 千円	6,539 ～ 4,034 千円	5,188 ～ 3,439 千円

※6級における該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項を記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.6	% 56.9	% 55.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.4	% 43.1	% 44.6
	最高～最低	% 56.6～34.3	% 51.9～30.5	% 54.2～33.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 65.9	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 34.1	% 35.3
	最高～最低	% 45.8～31.0	% 42.6～28.5	% 44.0～29.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

104.1

対他法人(事務・技術職員)

97.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 104.1	
	参考	地域勘案 93.7 学歴勘案 101.7 地域・学歴勘案 91.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1. 勤務地が1級地及び2級地のみであり、国家公務員と比較して地域手当支給割合の大きい地域に勤務する職員の比率が高い。(1級地:国29.6%、当法人84.2%) 2. 学歴別で、大学卒以上の職員が、短大卒・高校卒・中学卒の職員と比較して多い。(大学卒:国53.4%、当法人81.9%) ※国家公務員の比率については、平成24年度国家公務員給与等実態調査の行政職(一)適用職員を対象として算出している。 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き、適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.8% (国からの財政支出額 16,100,564千円、支出予算の総額 20,698,280千円:平成24年度予算) 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の占める割合 10.9%(平成24年度決算)	
	【検証結果】 当法人の給与水準は、国家公務員と比較して高くなっているが、地域・学歴勘案においては国家公務員の水準を下回っており、適正であると考えられる。 【累積欠損額について】 累積欠損額なし(平成23年度決算) 【検証結果】 該当なし	
講ずる措置	○平成25年度における対国家公務員指数の目標 年齢・地域・学歴勘案 100以下 ○具体的改善策 昨年度、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与規程の改定を行い、平成24年4月から平成26年3月まで特例減額を行うこととした。今後も、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずる。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 今後とも、より実態が反映された対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で国家公務員と同等以下の給与水準(100以下)を維持できるよう努める。 ○その他補足事項 管理職の割合22.3%(課長以上)	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,025,173	2,191,858	△ 166,685	(△ 7.6)	△ 319,658	(△ 13.6)
退職手当支給額 (B)	236,678	178,861	57,817	(32.3)	△ 68,095	(△ 22.3)
非常勤役職員等給与 (C)	194,091	142,828	51,263	(35.9)	△ 26,531	(△ 12.0)
福利厚生費 (D)	398,622	408,022	△ 9,400	(△ 2.3)	△ 18,954	(△ 4.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,854,564	2,921,569	△ 67,005	(△ 2.3)	△ 433,238	(△ 13.2)

総人件費について参考となる事項

①比較増減理由

給与、報酬等支給総額：Ⅱ 1②ウ「平成24年度における給与制度の主な改正点」に記載した、給与の減額支給措置により減少した。

なお、この措置による削減額は158,097千円(予算ベース)である。

退職手当支給額：退職者数の増により増加した。

なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づいて講じた措置による削減額は70千円である。

非常勤役職員等給与：プログラムディレクター、プログラムオフィサー、調査分析研究員等の増により増加した。

なお、非常勤役職員のうち非常勤役員について常勤役員と同様に減額支給措置を講じており、このことによる削減額は110千円である。

福利厚生費：給与の減額支給措置による社会保険料額の減少及び借上宿舍戸数の削減により減少した。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役職員の退職手当について以下の措置を講ずることとした。

○職員について

平成25年4月1日付けで規程を改正し、87/100の調整率を乗じた額を支給することとした。

なお、経過措置として、平成25年度中の調整率は98/100、平成26年度中の調整率は92/100とした。

○役員について

平成25年3月29日付けで規程を改正し、退職手当を算出する際に在職期間1月につき本給月額に乘じる率を従前の12.5/100から10.875/100とし、平成25年1月1日から適用することとした。

なお、経過措置として、平成25年9月30日までは12.25/100を、平成26年6月30日までは11.5/100を乘じることとした。